

第1 静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）等の提出の時期、方法その他必要な事項

1 提出時期等

(1) 定期の審査に係る申請は次のとおりとする。

ア 電子申請とは、パソコン及びネットワーク（インターネット）を使用した申請をいう。

イ 電子申請サービスとは、ふじのくに電子申請サービスのことで、申請内容を入力し送信することが可能なものをいう。

ウ 紙申請とは、紙の様式を使用した申請をいう。

提出の区分	提出の方法、時期	提出の場所等
1 静岡県内に主たる営業所を有する建設業者、土木関係建設コンサルタント、地質調査業者又は測量業者（以下「県内業者」という。）及び静岡県外に主たる営業所を有する建設業者、土木関係建設コンサルタント、地質調査業者又は測量業者（以下「県外業者」という。）（注1）	提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 （電子申請）（注2） 4月1日から4月20日までの間 （紙申請）（注3） 4月1日から4月20日までの間に郵送（4月20日までの消印有効）	（電子申請） 電子申請サービスへ入力及び送信 （紙申請） 静岡県建設技術監理センターへ郵送
2 経常建設共同企業体		
3 事業協同組合		

（注1）県外業者で静岡県電子入札の「利用者登録番号」を複数取得している者は、「利用者登録番号」を取得している工種又は業種ごとに申請を行うものとする。

（注2）静岡県電子入札の「利用者登録番号」を取得している者

（注3）静岡県電子入札の「利用者登録番号」を取得していない者

(2) 追加又は変更の審査に係る申請については次のとおりとする。

ア 電子申請とは、パソコン及びネットワーク（インターネット）を使用した申請をいう。

イ 電子申請サービスとは、ふじのくに電子申請サービスのことで、申請内容を入力し送信することが可能なものをいう。

ウ 紙申請とは、紙の様式を使用した申請をいう。

提出の区分	提出の方法、時期	提出の場所等
1 県内業者及び県外業者（注1）	提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。	（電子申請）
2 経常建設共同企業体		電子申請サービスへ入力

3 事業協同組合	(電子申請) (注2) 随時 (注4) (紙申請) (注3) 随時 (注4)	及び送信 (紙申請) 静岡県建設技術監理センターへ郵送
----------	---	-----------------------------------

(注1) 県外業者で静岡県電子入札の「利用者登録番号」を複数取得している者は、「利用者登録番号」を取得している工種又は業種ごとに申請を行うものとする。

(注2) 静岡県電子入札の「利用者登録番号」を取得している者

(注3) 静岡県電子入札の「利用者登録番号」を取得していない者

(注4) 3月21日から3月末日までに行われた申請は受理しない。

2 提出部数及び提出先

(1) 電子申請の場合

電子申請サービスへの添付ファイルは1部とする。

(2) 紙申請の場合

郵送する申請書及び記録媒体は1部とする。

郵送提出先

提出先	住 所
静岡県建設技術監理センター	静岡市駿河区用宗1丁目10-1

3 提出書類及び提出方法

提出書類及び提出方法については、次に掲げるものとする。

県内業者、県外業者、経常建設共同企業体又は事業協同組合が該当

(1) 1(1)及び1(2)の電子申請の場合

提出書類名	摘 要	提出方法
総合評価事前審査登録申請書	(工事) 別に定める様式1及び添付書類 (建設関連業務) 別に定める様式1-2及び添付書類	電子申請サービスへ入力及び送信

(注) 添付書類は白黒PDF形式を原則とする。

(2) 1(1)及び1(2)の紙申請の場合

提出書類名	摘 要	提出方法
総合評価事前審査登録申請書	(工事) 別に定める様式1及び添付書類 (建設関連業務) 別に定める様式1-2及び添付書類	郵送(書面及び記録媒体)

(注) 申請書及び記録媒体(CD形式)を郵送する。また、記録媒体は、申請書の電子データ及び添付書類(白黒PDF形式)を格納するものとする。

4 事前審査登録の結果

(1) 事前審査登録の結果の適用は次のとおりとする。

ア 1 (1)の定期の審査に係る申請の場合

事前審査登録の結果は、申請年度の6月1日以降に公告する工事又は建設関連業務から適用する。

イ 1 (2)の追加又は変更の審査に係る申請が、申請日が属する月の20日以前に行われた場合

事前審査登録の結果は、当該月の翌々月の1日以降に公告する工事又は建設関連業務から適用する。

ウ 1 (2)の追加又は変更の審査に係る申請が、申請日が属する月の21日以降に行われた場合

事前審査登録の結果は、当該月の3か月後の月の1日以降に公告する工事又は建設関連業務から適用する。

エ アからウにかかわらず、変更登録の結果が下方修正となる場合に、静岡県建設技術監理センターが必要と認めた場合には、その限りでない。

(2) 1 (1)又は1 (2)の申請及び登録が完了していない場合は、当該年度の6月1日以降に公告する工事又は建設関連業務において、申請書の評価項目の加点評価がされないものとする。

5 その他

この告示に定めるもののほか、当該申請に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日告示第135号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月21日告示第85号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月5日告示第77号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。